

国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険（国保）税は、平成21年度に税率を改正して以来、税率を据え置いてきましたが、医療費の増加傾向などにより、国保運営は大変厳しい状況となっています。

将来にわたって安定した国保制度を継続していくため、平成30年度から税率の改正を行います。国保加入者の皆さまには、ご負担をおかけしますが、ご理解をよろしくお願いいたします。

また、法律の改正により、課税限度額が変更になります。

区分	医療分		後期高齢者支援金分		介護分		合計	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割額の率	6.5%	6.8%	2.3%	2.3%	1.9%	1.9%	10.7%	11.0%
均等割額	20,000円	22,000円	8,000円	9,000円	16,000円	17,000円	44,000円	48,000円
平等割額	16,000円	18,000円	10,000円	10,000円	—	—	26,000円	28,000円
資産割額の率	23.0%	23.0%	7.0%	7.0%	—	—	30.0%	30.0%
課税限度額	540,000円	580,000円	190,000円	190,000円	160,000円	160,000円	890,000円	930,000円

軽減制度の改正について

国保税は、前年中の世帯の総所得金額が以下の一定基準の場合には、国保税の均等割額・平等割額を減額する軽減制度があります。

平成30年度から法律の改正に伴い、5割軽減及び2割軽減にかかる軽減判定基準額が見直され、対象範囲が拡充されました。

区分	世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	
	改正前	改正後
7割軽減	33万円以下	変更なし
5割軽減	33万円+（27万円×国保加入者等の人数）以下	33万円+（27万5千円×国保加入者等の人数）以下
2割軽減	33万円+（49万円×国保加入者等の人数）以下	33万円+（50万円×国保加入者等の人数）以下

安い！安心！ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】 保険課 国保グループ ☎ 029-240-7113（直通）



平成30年工業統計調査を実施します

- 平成30年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、平成30年6月1日時点で実施します。
 - 工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
 - 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として活用されます。
 - 調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対にありません。
 - 調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いいたします。
- 【問合せ先】茨城町企画政策課 ☎ 029-215-8003（直通）



工業統計キャラクター・コウちゃん

経済産業省・茨城県・茨城町

後期高齢者医療保険にご加入の方へ

茨城県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

▶平成30年度および平成31年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました
後期高齢者医療保険料率は都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。平成30・31年度については、平成28・29年度の保険料率から据え置きとなりました。

平成28・29年度		据え置き	平成30・31年度	
均等割額	39,500円		均等割額	39,500円
所得割率	8.00%	所得割率	8.00%	

▶平成30年度から後期高齢者医療保険料の軽減が変わります
後期高齢者医療の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

所得の少ない方（世帯）や後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険（被用者保険）の被扶養者」であった方は、基準に応じて保険料の均等割額や所得割額が軽減されます。

保険料軽減については制度施行に当たり激変緩和措置がとられていましたが、制度の持続性を高めるため負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、措置を見直すことが決まりました。

平成30年度は、均等割額及び所得割額の軽減判定と軽減割合に変更があります。

※下線部が変更点になります。

① 均等割額の軽減

均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額	世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	
		平成29年度	平成30年度
9割	3,950円	33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（※その他各種所得がない場合）	変更なし
8.5割	5,925円	33万円以下の世帯	変更なし
5割	19,750円	33万円+「27万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	33万円+「27万5千円×世帯の被保険者数」以下の世帯
2割	31,600円	33万円+「49万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	33万円+「50万円×世帯の被保険者数」以下の世帯

② 所得割額の軽減

平成29年度	平成30年度
基礎控除後の総所得金額等が58万円以下（年金収入のみの方は、年金収入額が211万円以下）の場合は、所得割額が2割軽減されます。	特例措置として、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方に対する所得割額の軽減がありました。但し、本来の制度に戻り、軽減がなくなります。

③ 加入前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

平成29年度	平成30年度
均等割額が7割軽減され、所得割額の負担はありません。（軽減後の年間保険料：11,800円）	均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。（軽減後の年間保険料：19,700円）

▶平成30年度から後期高齢者医療保険料の上限額が変わります
茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が改正され、保険料の賦課限度額が57万円から62万円に引き上げられます。

【問合せ先】

保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎ 029-309-1213
保険料の納付について 茨城町保険課 ☎ 029-240-7113（直通）